

## 予防事務調査研究会設置要綱

予防事務調査研究会設置要綱（平成15年西消局通達第1号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 高度化・複雑化する予防業務への対応及び違反処理の推進のために、より専門的で高度な知識及び能力を有する予防技術資格者の養成を図るため、消防局内に予防事務調査研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

### （研究会の内容）

第2条 研究会は、予防技術資格者の資格取得に関する研修及び研究を行う。

### （研究会の構成）

第3条 研究会は、予防技術検定に合格した者（「防火査察」、「消防用設備等」、「危険物」の全ての区分に合格している者を除く。）で予防課長が指定する者（以下「研究員」という。）で構成する。

2 研究員は、毎年度4月に指定する。

### （研究会の運営及び事務）

第4条 研究会は予防課長が招集し、講師を予防課員が務めるものとする。ただし、予防課長が必要と認める場合は外部機関等の出席を求めることができる。

2 研究会の事務は、予防課にて行う。

### （研究会の結果）

第5条 研究会の結果は、予防技術資格者の資格取得に反映させるものとする。

### （その他）

第6条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。